ロ　過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第百四十七条の十一の三又は第百四十九条の十六に定める継続的研修並びに区域の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者

ハ　従事期間が通算して一年以上であつて、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

2・3　（略）

（配置販売業者の遵守事項）

第百四十九条の三　法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十九条の十四まで及び第百四十九条の十六に定めるものとする。

（区域における従事者の区別等）

第百四十九条の六　（略）

2　配置販売業者は、研修中の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

3　配置販売業者は、研修中の登録販売者（研修中の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（労働移動支援助成金）	（労働移動支援助成金）
第百二条の五　（略）	**第百二条の五**　（略）
2　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。	2　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれかに該当する事業主であること。	一　次のいずれかに該当する事業主であること。
イ　次のいずれにも該当する事業主であること。	イ　次のいずれにも該当する事業主であること。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。	(4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援コース奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。
(5)～(8)　（略）	(5)～(8)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
3～11　（略）	3～11　（略）

（新設）

（新設）